

九州大学事務組織規則

平成16年度九大規則第70号
制定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 6年 3月28日
(令和5年度九大規則第36号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）第17条第4項の規定に基づき、事務組織の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 事務局に、次の10部を置く。

企画部
総務部
人事部
研究・産学官連携推進部
国際部
財務部
学務部
施設部
統合移転推進部
情報システム部

2 前項に掲げるもののほか、事務局にI2CNER・Q-PIT共回事務支援室及び事務支援センターを置く。

3 企画部に、次の2課を置く。

企画課
社会共創課

4 総務部に、次の4課を置く。

総務課
同窓生・基金課
環境安全管理課
広報課

5 人事部に、次の2課を置く。

人事企画課
人事給与課

6 研究・産学官連携推進部に、次の2課及び1室を置く。

研究企画課
産学官連携推進課
グラントサポート室

7 国際部に、次の2課を置く。

国際企画課
留学課

8 財務部に、次の4課を置く。

財務企画課
経理課
調達課
資産活用課

9 学務部に、次の5課を置く。

学務企画課
基幹教育・共創学部課
学生支援課
キャリア・奨学支援課
入試課

10 施設部に、次の4課を置く。

施設企画課
施設整備課
環境整備課
施設管理課

11 統合移転推進部に、次の1課を置く。

統合移転推進課

12 情報システム部に、次の2課及び1室を置く。

情報企画課
情報基盤課
デジタル推進企画室

第2条の2 総務部総務課に、秘書室、法人文書監理室及び法務室を置く。

第2条の3 国際部国際企画課に、SHAREオフィス支援室を置く。

第2条の4 学務部学務企画課に未来人材育成機構支援室を置く。

(部局事務部)

第3条 別表の左欄に掲げる部局の事務を処理するため、同表の右欄に掲げる事務部を置く。

第4条 各事務部は、必要があると認めるときは、協議の上、他の事務部の所掌に属する事務の一部を処理することができる。

第5条 人文社会科学系事務部に、次の3課を置く。

総務課
財務課
学務課

第5条の2 理学部等事務部に、次の3課を置く。

総務課
財務課
教務課

第6条 医系学部等事務部に、次の4課を置く。

総務課
学術協力課
財務課
学務課

第7条 病院事務部に、次の6課及び別府病院事務長を置く。

総務課
経営企画課
医療管理課
研究支援課
経理課
患者サービス課

第8条 工学部等事務部に、次の4課を置く。

総務課
学術研究支援課

経理課

教務課

第9条 芸術工学部事務部に、次の3課を置く。

総務課

財務課

学務課

第9条の2 農学部等事務部に、次の3課を置く。

総務課

財務課

学生課

第10条 筑紫地区事務部に、次の3課を置く。

総務課

財務課

教務課

第11条 附属図書館事務部に、次の4課及び1室を置く。

図書館企画課

収書整理課

eリソース課

利用者サービス課

図書館DX支援室

(その他の事務組織)

第11条の2 第2条から前条までに規定する事務組織及び学則第17条第3項に規定する監査・コンプライアンス室のほか、必要に応じて、事務局各課等及び部局事務部にまたがる特定の事務の処理を行う事務組織を置くことができる。

2 前項の事務局各課等及び部局事務部にまたがる特定の事務の処理を行う事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

(係)

第12条 課、室及び事務部に係を置くことができる。

(事務局長)

第13条 事務局に、事務局長を置く。

2 事務局長は、総長の監督の下に、事務局及び事務部の事務を総括し、及び調整する。

(法務監)

第13条の2 事務局に、法務監を置く。

2 法務監は、事務局長の監督の下に、事務局及び事務部の法務を整理し、又は処理する。

(部長)

第14条 事務局の部に、部長を置く。

2 部長は、各担当理事及び事務局長の命を受け、その部の事務を処理する。

(次長)

第14条の2 事務局の部に、次長を置くことができる。

2 次長は、部長の職務を助け、部の事務を整理する。

(事務部長)

第15条 別表の右欄に掲げる各事務部に、事務部長を置く。

2 事務部長は、別表左欄に掲げる部局の長の命を受け、その事務部の事務を処理する。

(事務部次長)

第15条の2 前条第1項に定める事務部長を置く事務部に、事務部次長を置くことができる。

2 事務部次長は、事務部長の職務を助け、事務部の事務を整理する。

(課長)

第16条 課に、課長を置く。

2 課長は、上司の命を受け、その課の事務を処理する。

(室長)

第17条 室に、室長を置く。

2 室長は、上司の命を受け、その室の事務を処理する。

(センター長)

第17条の2 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、上司の命を受け、そのセンターの事務を処理する。

(事務長)

第18条 事務部(課を置くものを除く。第20条、第21条及び第24条において同じ。)に、事務長を置く。

2 事務長は、別表左欄に掲げる部局の長の命を受け、その事務部の事務を処理する。

(主幹)

第18条の2 事務局の部に、主幹を置くことができる。

2 主幹は、上司の命を受け、担当する事務を処理する。

(課長補佐等)

第19条 各課に課長補佐を、各室に室長補佐を置くことができる。

2 課長補佐は、課長を補佐し、その課の事務を整理する。

3 室長補佐は、室長を補佐し、その室の事務を整理する。

(事務長補佐)

第20条 事務部に、事務長補佐を置くことができる。

2 事務長補佐は、事務長を補佐し、その事務部の事務を整理する。

(専門員)

第21条 課、室及び事務部に、専門員を置くことができる。

2 専門員は、上司の命を受け、高度の専門的知識的又は経験を必要とする特定の分野の事務を直接処理するとともに専門的見地から課長、室長又は事務長を補佐する。

(図書館専門員)

第22条 附属図書館事務部に、図書館専門員を置くことができる。

2 図書館専門員は、上司の命を受け、図書館業務に関する高度の又は特殊な専門的知識・経験等を必要とする分野の事務を直接処理する。

(医療支援チーフ及び地域医療チーフ)

第23条 病院事務部の課に、医療支援チーフ及び地域医療チーフを置くことができる。

2 医療支援チーフ及び地域医療チーフは、上司の命を受け、高度の専門的知識又は経験を必要とする一定範囲の分野の事務を直接処理するとともに、専門的見地から課長を補佐し、かつ、複数の専門職員の職務の連絡調整及び総括を行う。

(専門職員)

第24条 課、室及び事務部に専門職員を置くことができる。

2 専門職員は、上司の命を受け、専門的知識若しくは経験を必要とする特定又は一定範囲の分野の事務を直接処理する。

(係長)

第25条 係に、係長を置く。

2 係長は、上司の命を受け、その係の事務を処理する。

(主任)

第26条 課、室又は係に、主任を置くことができる。

2 主任は、上司の命を受け、課、室又は係の事務を処理する。

(別府病院事務長等)

第26条の2 別府病院事務長は、病院事務部長の命を受け、九州大学病院別府病院（以下「別府病院」という。）の事務を処理する。

2 別府病院事務長の下に、別府病院事務長補佐、専門職員及び係を置くことができる。

3 前項の別府病院事務長補佐は、別府病院事務長を補佐し、別府病院の事務を整理する。

(事務分掌)

第27条 事務局の各課、各室及び各センター並びに事務部並びに監査・コンプライアンス室の事務分掌については、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大規則第231号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規則第51号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規則第22号)

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規則第43号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規則第29号)

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規則第64号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規則第5号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規則第30号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規則第56号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規則第18号)

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規則第32号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規則第36号)

この規則は、平成21年10月26日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規則第106号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第51号)

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規則第160号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第43号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規則第111号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規則第58号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第55号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第110号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日から比較社会文化学府に在学する者が在学しなくなるまでの間におけるこの規則による改正後の九州大学事務組織規則別表の規定の適用については、同表中「地球社会統合科学府」とあるのは、「地球社会統合科学府 比較社会文化学府」とする。

附 則（平成26年度九大規則第68号）

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第11号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第49号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第145号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第36号）

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第96号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第9号）

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第28号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第82号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第30号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第4号）

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第67号）

この規則は令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第73号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規則第73号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規則第36号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条、第15条及び第18条関係)

部 局	事 務 部
人文科学府 地球社会統合科学府 人間環境学府 法学府 法務学府 経済学府 人文科学研究院 比較社会文化研究院 人間環境学研究院 法学研究院 経済学研究院 言語文化研究院 文学部 教育学部 法学部 経済学部	人文社会科学系事務部
理学府 数理学府 システム生命科学府 マス・フォア・イノベーション ション連係学府 理学研究院 数理学研究院 理学部 マス・フォア・インダスト リ研究所	理学部等事務部
医学系学府 歯学府 薬学府 医学研究院 歯学研究院 薬学研究院 医学部 歯学部 薬学部 生体防御医学研究所	医系学部等事務部
病院	病院事務部
工学府	工学部等事務部

システム情報科学府 統合新領域学府 工学研究院 システム情報科学研究院 工学部	
芸術工学府 芸術工学研究院 芸術工学部	芸術工学部事務部
生物資源環境科学府 農学研究院 農学部	農学部等事務部
総合理工学府 総合理工学研究院 応用力学研究所 先導物質化学研究所	筑紫地区事務部
附属図書館	附属図書館事務部